

令和4年度大分市中小企業者事業承継等支援補助金

中小企業者の優れた経営資源を次世代に継承し、雇用の確保などを実現するために、後継者問題を抱える市内中小企業の事業承継・M&Aを支援します。



事業者の事業承継を 支援します!!

[対象経費]

- ・企業価値の算定
- ・計画の作成
- ・M&A仲介手数料 など

[補助上限額]

50万円

[補助率]

2/3

【お申込み・お問合せ先】

大分市商工労働観光部 創業経営支援課 創業・経営担当班

TEL 097-585-6029

対象となる事業

支援機関（大分県事業承継・引継ぎ支援センター、大分商工会議所、野津原町商工会）による支援を受けたうえで、事業承継またはM&A売却にかかる業務の専門事業者への委託事業

対象となる事業者

- 1 大分市内で引き続き1年以上事業を営む以下の中小企業者
 - ・市内に本社をもつ法人
 - ・市内に住所及び事業所を有する個人事業主
- 2 市税の滞納がないこと
- 3 国、県その他の機関から補助金と同様の趣旨の補助を受けていないこと

補助の条件

- 1 事業承継・M&A売却による事業譲渡を行うにあたり、引き続き市内で事業を営むものであること
- 2 事業の引継ぎにあたり、雇用している正社員の雇用を引き続き確保するものであること

対象経費

事業承継	◆初期診断経費 ◆事業承継計画の作成経費	◆コンサルティング経費 ◆企業価値・譲渡価格の算定経費	◆企業概要書の作成経費
M&A売却	◆初期診断経費 ◆M&A計画の作成経費 ◆M&A仲介手数料	◆コンサルティング経費 ◆企業価値・譲渡価格の算定経費	◆企業概要書の作成経費

※事業承継・・・親族、役員、使用人、従業員等に事業を引き継ぐこと

※M&A売却・・・事業譲渡や株式譲渡等により第三者に事業を引き継ぐこと

手続きについて

申請

- ・申請書（様式第1号）
- ・事業実施計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・支援確認書（様式第4号）
- ・委託する業務の内容がわかる書類
- ・市税完納証明書
- ・誓約書（様式第5号）
- ・法人登記事項証明書（法人の場合）
- ・開業届の写し（個人事業主の場合）

補助金交付決定

【交付決定通知書（様式第6号）を送付】

委託事業実施

実績報告

委託事業完了後30日以内に提出

- ・実績報告書（様式第9号）
- ・収支決算書（様式第10号）
- ・補助事業の契約書等の写し
- ・領収書

補助金額の確定

【確定通知書（様式第11号）を送付】

請求

- ・請求書（様式第12号）

補助金の支払い（指定口座に振込）

取組状況の報告

事業譲渡までの間、
毎年4月30日までに提出

- ・取組状況報告書（様式第13号）

譲渡契約書（写し）提出

【注意事項】

- ◎ 支援機関（大分県事業承継・引継ぎ支援センター、大分商工会議所、野津原町商工会）による支援を受けている必要がありますので補助金の活用をお考えの事業者は支援機関にご相談ください。
- ◎ 本補助金は、1事業者につき1回のみ申請できます。
- ◎ すでに補助金の交付を受けた場合であっても、他の用途に使用したり、交付決定の内容や条件に違反したことが判明したときは、補助金の返還を求められることがあります。



各種様式は、
大分市ホームページ
からダウンロード
できます。

